

役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等支給基準

社会福祉法人 公陽会

(目 的)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人公陽会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬等の支給基準を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第 2 条 法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席 1 回につき 5, 0 0 0 円を支給するものとする。ただし、各年度の総額が 5 0 0, 0 0 0 円を超えないものとする。

2 理事会、評議員会が電話会議にて行われた場合も報酬を支給するものとする。

(退職慰労金の支給)

第 3 条 法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対する退職慰労金の支給については、これを行わないものとする。

(その他の支給)

第 4 条 法人の役員、評議員及び評議員選任・解任委員に対するその他の支給については、原則として行わないものとする。

(支給の方法)

第 5 条 報酬の支給については、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会終了後 7 日以内に銀行振込にて支給するものとし、原則として社会福祉法人公陽会本部拠点より支出する。

(そ の 他)

第 6 条 その他、この基準に定めがない場合は、その都度評議員会に諮り、評議員の過半数出席で、出席者の過半数の同意を得て決定するものとする。

(基準の改正)

第 7 条 この基準を改正する場合は、評議員会に諮り、評議員の過半数出席で、出席者の過半数の同意を得て行わなければならない。

(附 則)

この基準は、平成 2 9 年 6 月 2 6 日より施行する。